

条例第 49 号

宇和島市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市下水道条例の一部を改正する条例

宇和島市下水道条例（平成17年条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者として市長が認定した者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置等)</p> <p>第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者として市長が認定した者（以下「責任技術者」という。）を選任している業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置等)</p> <p>第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値</p>

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第11条第7号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。